

社会調査データのオープン化に向けたデータライフサイクル・マネジメントの検討

田中 康裕

学際統計数理研究系 特任研究員

社会調査データのアーカイブの現状

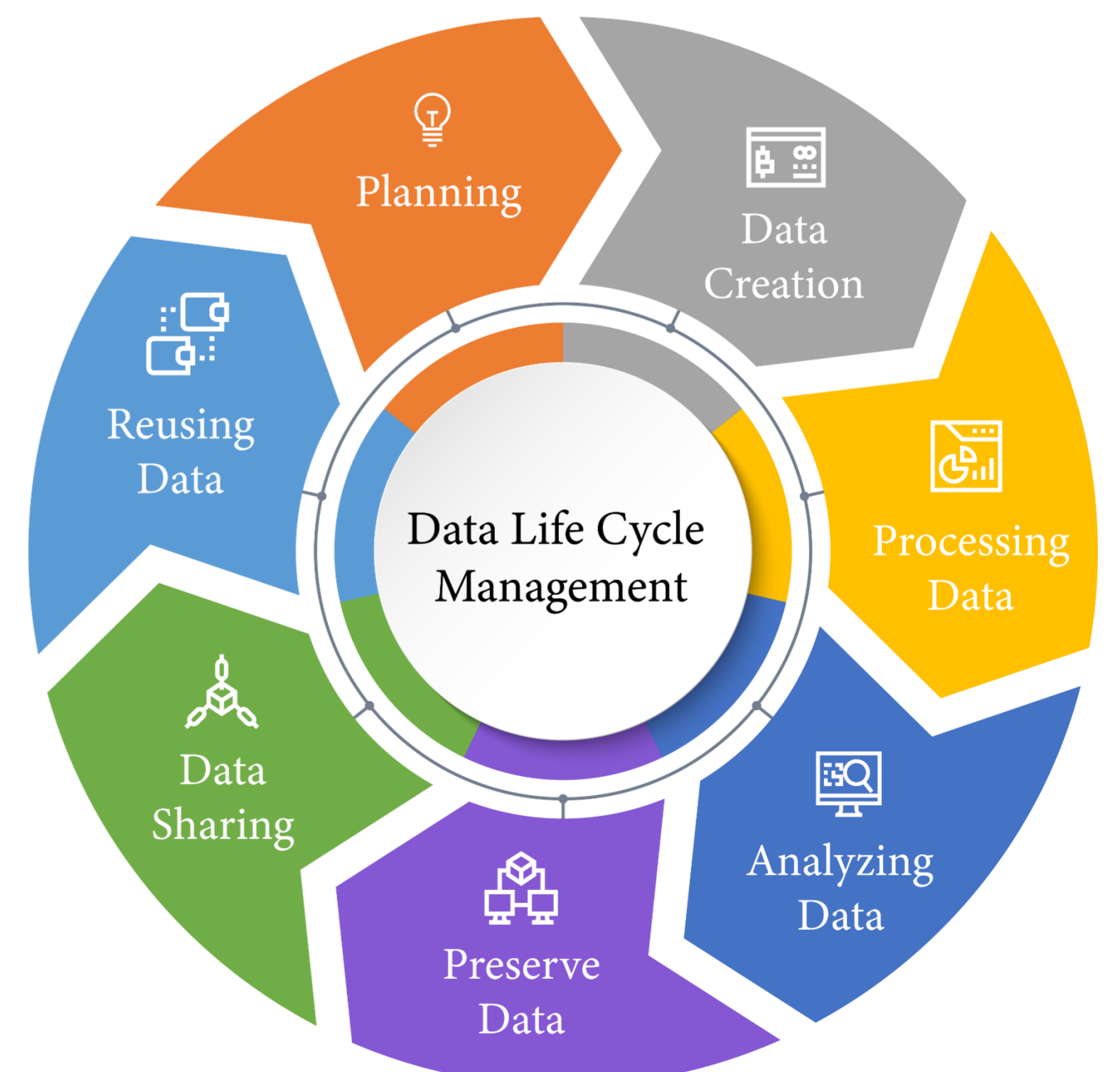
- 米国・ミシガン大学ICPSR (Inter-university Consortium for Political and Social Research)、欧州のCESSDA (Council of European Social Science Data Archive)、我が国でも東京大学のSSJDA (Social Science Japan Data Archive)など社会調査データのアーカイブが構築され、展開されている。
- このような社会調査データのアーカイブの多くは、利用登録・申請によりデータへのアクセスを管理し、社会調査データの提供を行っているが、近年データの保有者が自由にデータ公開を行うことが可能なセルフデポジット型のアーカイブが登場。
- セルフデポジット型アーカイブでは、Creative Commonsのライセンスに準拠するなどデータの保有者が学術研究データの利用のされ方を決定し、公開すること可能な機能を有するものがある。
- 英国UK Data Serviceでは、従来型のデータアーカイブ組織に併設する形でセルフデポジット型のアーカイブを運用。英国の人文社会系研究助成機関であるEconomic and Social Research Council から研究助成を受けた場合、UK Data Serviceを通じた(セルフデポジット型での)研究データ公開が義務づけられている。
- また、World Values Surveyのように公的なプロジェクトとして運営されている調査プロジェクトでは、オープンデータとして調査データや関連するドキュメント類を公開する事例などもある。
- 本研究では、社会調査のアーカイブやデータのプラットフォームなど、近年の社会調査データ公開の事例を踏まえつつ、社会調査データ公開の在り方とコンプライアンスマネジメントの検討を行う

データマネジメントプラン(DMP)作成の必須化

- 世界的に公的資金による助成を受けて遂行される研究に関し、研究データの公開と公開に向けたDMP作成と作成・提出を義務づける動きが顕著になってきている。
- DMPとは、研究プロジェクトの期間中に『研究データをどのように管理・運用するのか』、また研究期間終了後『どのようにデータを公開するのか』を定めた文書
- 学術研究データのオープンアクセスを実現するためには、データの収集・管理・運用・公開など研究プロセスの中でデータライフサイクル全般にわたって、DMPに基づいた適切なマネジメントが不可欠
- 日本でも2024年度採択分より科研費でのDMPの作成が義務づけられる。
- 科研費で提出が求められるDMPはデータ公開方法や管理責任者の記載などが中心。
- これに対して、例えば、DCC (Digital Curation Centre, <https://dcc.ac.uk/>)が公開するDMPの標準では、データ収集・研究利用・公開のデータライフサイクルの中で、単にデータ公開に向けたデータ処理や保護に関する技術的対策だけでなく、研究倫理や法・社会制度への適応などコンプライアンス・マネジメントを含めた研究プロセス全般に係る要素の記載が求められる。



データマネジメントプランの例～英国Economic and Social Research Council (ESRC)～
(ESRCのDMP項目を元に筆者図式化)



オープンデータ化を前提とした研究プロセスの中での
データライフサイクルマネジメント